

手形・小切手の全面的な電子化に向けて ～取引先企業のDX支援の観点から 地方銀行も積極的に取り組み～

業務部 調査役 阿部 真保子

要 旨

- 紙の手形・小切手は、長年にわたり、わが国の企業間の資金のやりとりにおいて重要な役割を担ってきましたが、社会のデジタル化が急速に進む中、企業の生産性向上や金融機関における決済の効率化等の阻害要因となっているとの認識が広がりつつあります。
- 手形・小切手の電子化は、わが国において、労働力不足の解消、企業の生産性向上、DX推進等の観点から、社会全体で解決すべき課題であり、政府、産業界、銀行界の「オールジャパン」で様々な検討が行われています。
- 銀行界は、「2026年末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として掲げており、地方銀行も、この目標を達成するため、電子的決済手段の普及促進など、様々な取り組みを行っています。

1. はじめに

皆さんは、お金の支払いや受取りに「手形」や「小切手」を使ったことがありますか。振込やクレジットカードなどの電子的決済サービスが広く普及した今日、手形・小切手は、事業を行っている方や企業の経理担当の方以外は馴染みが薄いかもしれません。

紙の手形・小切手は、わが国において、長年にわたり、企業間の資金のやりとりにおいて重要な役割を担ってきましたが、近年、社会のデジタル化が急速に進み、企業活動におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）¹の必要性が叫ばれるなか、紙による事務処理を前提とした手形・小切手は、企業の生産性向上や金融機関の効率化等の阻害要因となっているとの認識が広がっています。

そこで、本レポートでは、手形・小切手の概要や、デジタル化に向けた課題等を整理したうえで、手形・小切手の電子化に向けた政府、産業界、地方銀行等の取り組みについて紹介します。



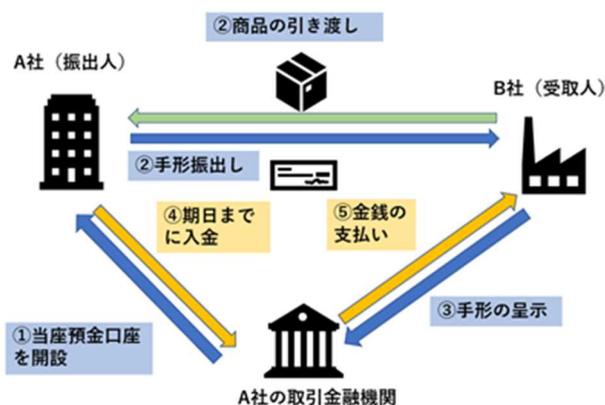
2. 手形・小切手とは？

手形・小切手は、現金に代わってお金をやりとりするための手段です。手形・小切手を使えば、現金を手元に保管する手間や多額の金銭を持ち運ぶ必要がなく、また、現金のように支払側も受取側も金額を数える必要がありません。わが国における手形・小切手の歴史は古く、明治時代以前から流通の仕組みが存在していたと言われています。現在の制度は、1930年のジュネーブ手形法統一条約の締結と、それを受けて昭和初期に制定された手形法、小切手法が基礎となっています。

約束手形は、代金を支払う側（振出人）が代金を受け取る側（受取人）に対して、指定した期日に代金の支払いを行うことを約する証書です。例えば、A社が、B社に販売した商品の代金を受け取る場合、A社は、B社から受け取った約束手形を支払期日まで保管しておき、支

払期日になったら、金融機関に約束手形を呈示すると、B社の取引金融機関の当座預金口座から約束手形に記載された金額が引き落とされ、A社の口座に送金されるという仕組みになっています。このように、約束手形は、振出人にとって、支払いを先延ばしできるメリットがあります。

— 手形には、「約束手形」のほか「為替手形」があります。為替手形は、手形の振出人が第三者である支払人に依頼し、受取人に対して支払いを行ってもらう三者間取引のための証書ですが、現在、その利用はごく一部の取引に限られています。



▲ 全国銀行協会「手形・小切手のはなし」より

小切手は、現金の代替として代金の支払い等に用いられる証券です。約束手形の場合と同様、A社は、B社から受け取った小切手を金融機関に提示すると、B社の取引金融機関の当座預金口座から小切手に記載された金額の支払いを受けることができますが、約束手形との大きな違いは、受け取った瞬間からすぐに現金化できるという点です。

では、実際に手形・小切手はどのくらい利用されている

ものなのでしょうか。全国手形交換高（全国各地の手形交換所の参加金融機関間で交換された手形・小切手の件数・額）は、下のグラフのとおりです。

— 実際には、これ以外に、交換所に持ち出されず金融機関内で処理される手形等もあります。



▲ 全銀協「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」を基に地銀協作成。小切手等の取り扱い高を含む。

手形交換金額は1990年（4,797兆円）、手形交換枚数は1979年（4億3,486万枚）にそれぞれピークを迎えましたが、その後、インターネットバンキング（IB）の普及や企業のコスト意識の高まり等により、足下では年々、減少傾向にあります。直近ではピーク時に比べ、金額は40分の1程度（2021年122兆円）、枚数は、12分の1程度

（2021年3,588万枚）まで減少していますが²、現金流通高（2020年120兆円規模）³と比較してみると、依然として一定の規模を有していることが分かります。特に、約束手形は、一部の業種においては、長年の商慣習も相まって、中小企業を中心に根強く使われ続けています。

3. なぜ手形・小切手の電子化が必要なのか

このように、商取引において、依然として多く使われている手形・小切手ですが、「紙」であることにより、以下のような課題が指摘されています。

まず、紙の取り扱いには、様々なコストを要します。手形・小切手の振出企業においては、金融機関からの手形帳や小切手帳の購入代金、手形等に貼付する印紙代、受取企業への郵送・訪問等が必要となります。受取企業においても、手形・小切手の盗難や紛失のリスクに備え、手形の支払期日まで手形の現物を安全に保管しなければなりませんし、現金化の際は、金融機関に支払う取立手数料等の費用

が発生します。

また、手形には、振出人が支払いを先延ばしできるというメリットがありますが、このことは、受取人にとっては、代金を受け取るまでに相応の時間を要するというデメリットとなります。例えば、2020年9月に中小企業庁が実施したアンケート調査では、約束手形の振出から現金を受け取るまでの平均日数は、振込の場合の2倍の約100日となっており、親事業者に比べて立場の弱い下請け業者の資金繰りに悪影響を与えているとの指摘がなされています⁴。

このような課題は、紙の手形・小切手が有する機能を、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさい）といった電子的決済サービスに切り替えていくことによって解消することが期待されます。電子的な方法への切り替えにあたり、利用者にとっては、IT機器の導入コストや電子サービスの利用料・手数料、教育・調整コスト等の初期費用が一時的に発生しますが、それ以上に、紙の取り扱いを廃止することによる郵

送費、手形・小切手帳の購入代金、印紙代、その他各種事務処理コストの削減が見込まれ、その効果は、日本全体で約723億円に上るとの試算もあります⁵。

なお、下表のとおり、諸外国においては、すでに手形や小切手の利用が減少しており、手形による支払いは、日本の他には、中国、韓国等一部の国に限られているようです。

電子記録債権（でんさい）とは⁶

- ◆ 電子記録債権は、手形に代えて、電子的に債権を発生・譲渡等することができる決済手段です。でんさいは、(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことで、2013年よりサービスを提供しています。でんさいには、従来の手形にはない次のようなメリットがあります。
 - ・手形と異なり、印紙税は課税されません。また、郵送コストも削減されます。
 - ・手形の振出し作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負荷が軽減されます。
 - ・ペーパーレス化により紛失や盗難の心配がなく、災害時にも強いです。
 - ・手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化すれば効率化が図れます。
- ◆ 現在、すでに60万社以上の企業が利用契約をしており、年間450万件もの発生記録請求（手形の「振り出し」に相当）が行われています。

【諸外国における主な支払い手段】

国名	主な支払い手段（B to B）	備考
アメリカ	小切手、銀行振込、クレジットカード	● 小切手主体だったが、銀行振込みやクレジットカードが浸透。
イギリス	銀行振込、口座引落、クレジットカード、小切手	● 欧州では、SEPA（欧州36か国を跨ぐユーロ建ての電子決済が行える地域およびそのスキームのこと。振込、口座引落、カード払などの決済が対象）が導入済み。
ドイツ	銀行振込、口座引落、クレジットカード	
オーストラリア	小切手、クレジットカード、銀行振込	● 米国同様の商慣習。
シンガポール	銀行振込、小切手	● 手形は不渡罰則が弱く、浸透せず。 ● 手形の代わりに発達した小切手は政府が2025年までに廃止する目標を設定。代わりにスマートフォン、PC等での電子即時送金制度（Pay Now）を推進。
中国	銀行振込、為替手形、小切手	● 成長期の資金不足を背景に手形発達。 ● なお、手形は大半が電子、銀行引受手形。
韓国	銀行振込、約束手形	● 成長期の資金不足および日本同様の厳しい不渡罰則（取引停止処分）を背景に手形発達。電子手形への移行進展。
日本	銀行振込、約束手形	● 高度成長期の資金不足を背景に手形発達、現在でも残存。

▲ 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書（2021年3月中小企業庁）より。

3. オールジャパンで100%の電子化を目指す

手形・小切手の電子化は、日本社会における労働力不足の解消、企業の生産性向上、DX推進等につながるものであるため、社会全体で解決すべき課題として、これまで、

政府、産業界、銀行界の「オールジャパン」で様々な検討が行われています。下表では、その主なものを紹介します。

時期	概要
2017年6月	①政府は、「未来投資戦略2017」において、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、オールジャパンでの電子手形・小切手への移行につき官民連携して検討することを明記。
2018年12月	②全国銀行協会は、「未来投資戦略2017」を踏まえ、5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定。
2021年3月	③中小企業庁に設置された有識者検討会は、産業界、金融界がそれぞれ「約束手形の利用廃止等に向けた自主行動計画」の策定を検討し、取り組みを促進することが必要と提言。
2021年6月	④政府は、「成長戦略実行計画」において、2021年夏を目途に産業界および金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用廃止に向けた取り組みを推進することを明記。 — これを受け、産業界は、業界団体ごとに手形の利用廃止に向けた自主行動計画を策定（2022年2月現在18業種51団体が策定済み）。
2021年7月	⑤全国銀行協会は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画を定め、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として設定。
2022年2月	⑥中小企業庁は、業界団体に対して、2022年夏までに、約束手形の利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の自主行動計画への反映を要請。金融界に対しても、2026年の手形交換所における約束手形の取り扱い廃止の検討を要請。

- ①「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2017.pdf>）
- ②手形・小切手機能の電子化に関する検討会（事務局：全国銀行協会）「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>）
- ③約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会（事務局：中小企業庁）中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf）
- ④「成長戦略実行計画」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>）
- ⑤手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（事務局：全国銀行協会）「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719_1.pdf）
- ⑥中小企業庁「取引適正化に向けた5つの取組について」のうち、「約束手形の2026年までの利用廃止への道筋」（<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006-2.pdf>）

地方銀行においても、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標の達成に向け、取引先企業の生産性向上、DX推進等の観点から、手形・小切手の電子化に向けて積極的に取り組んでいます。例えば、でんさい、インターネットバンキン

グなど電子的決済手段の導入支援や、その使いやすさの向上、セキュリティの改善などを行っている例や、電子的決済手段の手数料体系の見直しを行っている例もあります。下表では、その主なものを紹介します。

でんさいの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域企業より依頼を受けて、地方銀行の行員が講師となり、でんさいや法人IBのメリットについての勉強会を開催。 ● でんさい専用のコールセンターを設置し、でんさい導入や導入後の相談に対応。 ● 企業ごとの年間の手形発行枚数に応じたサポート体制を構築し、でんさいの導入を支援。 ● でんさいネット主催のセミナーやキャッシュバックキャンペーン等を取引先に案内。
電子的決済手段の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業店の行員が取引先に法人IBのメリットを正確に説明するための説明用資料を作成。 ● 法人IB契約者が無料で利用できる、法人向けビジネスポータルサービスを開始（残高・入金金明細照会、各種書類の電子交付のほか、ID連携により様々な法人向けサービスをシームレスに利用できる）。 ● オンライン型ファクタリングにより中小企業の資金繰り支援。

(5頁の表つづき)

利便性向上 (U I /U Xの改善等)	<ul style="list-style-type: none">● ウェブサイトの法人 I B ページをリニューアルして、体験版や料金シミュレーション等を利用しやすく整備するなどコンテンツを充実。● 法人 I B を統合型クラウド E R P サービスにシームレスに連携させることで、企業間決済事務における入出金管理・資金管理を含めたバックオフィスの全社最適を実現。
セキュリティ改善	<ul style="list-style-type: none">● でんさい導入に当たり、セキュリティ対策を含む取引先社内のパソコン環境の整備について、システムベンダーと共に行員が訪問してサポート。
電子的決済手段の手数料体系の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 法人 I B の基本手数料を無料化。● でんさい利用者を対象に法人 I B の月額基本料金の割引を行うキャンペーンを実施。

また、当協会も地方銀行に対して、手形・小切手の全面的電子化に向けたフォローアップ調査の実施、取引先のデジタル化へ向けた支援事例集の作成など様々なサポートを行っています。

4. おわりに

全国銀行協会が本年3月に公表した「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(2021年度)」によれば、2021年中における全国手形交換枚数の削減枚数は、約510万枚と、自主行動計画に基づく年間削減目標の95%に達しました。また、でんさいの発生記録請求件数の増加率が前年比倍増したとのことでした。

このように、手形・小切手の電子化については、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標の達成に向け、今後も、各関係者における取り組みが加速していくものと想定され、皆さんも報道等において、これらの状況を耳にする機会が増えるかもしれません。

前述のとおり、手形・小切手の利用の廃止は、わが国の長年の商慣習を大きく変えるものであり、業種を超えて検討すべき課題も多く、関係省庁、産業界、銀行界が一丸となって進めていくことにより、はじめて実現できるものです。

地方銀行としても、産業界や関係省庁とも連携しつつ、手形・小切手の電子化に向けた取り組みをこれまで以上に進めていく所存です。当協会も、地方銀行の手形・小切手の電子化に向けた取り組みに資するよう、でんさいの普及促進等のツールの作成、施策の説明会の開催などを通じて、サポートしてまいります。

¹ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること(経済産業省「『DX推進指標』とそのガイダンス」)(<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003.html>)。

² 手形・小切手機能の電子化に関する検討会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月)(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>)。

³ ニッセイ基礎研究所 基礎研レター「二極化が進む現金流通高～一万円札は急増、五円玉は減少止まらず」(2020年8月)(<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=65159?pno=2&site=nli>)。

⁴ 中小企業庁が2020年9月に実施した、日本国内の企業を対象とする支払いの実態に関するアンケート調査。3,350社(大企業158社、中小企業3,192社)の回答。

⁵ 紙から電子へ移行した場合、年間約730億円のコスト削減効果があると試算(手形・小切手機能の電子化に関する検討会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月))(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>)。

⁶ でんさいネットホームページ(<https://www.densai.net/about/>)参照。